

食安監発0106第1号
平成23年1月6日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

対香港輸出食鳥肉の取扱いについて

対香港輸出食鳥肉（内臓等を含む。）の衛生証明書については、平成22年11月30日付け監視安全課事務連絡「日本から輸出される食鳥肉の取扱いについて」により取り扱っているところです。

今般、香港特別行政区政府から、下記で示す要件を満たす食鳥肉については輸入停止措置を解除する旨連絡がありました。

つきましては、対香港輸出食鳥肉の衛生証明書発行にあたっては、島根県由来の食鳥肉の香港への輸出が解禁されるまでの間、下記の製品に対して衛生証明書を発行するようお願いします。

記

平成22年12月28日以降に、島根県以外の都道府県において生産及び食鳥処理された食鳥肉